



（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔こども青少年局 こども家庭課〕

事業名
6款 3項 4目
児童扶養手当支給事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	政策番号	主な施策番号

令和2年度事業評価書番号	6-3-41
令和2年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	9,248,213	3,082,737		20,000			6,145,476
補助事業 単独事業		3,082,737					
令和2年度	8,873,717	2,957,906		20,000			5,895,811
増△減	374,496	124,831	0	0	0	0	249,665

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	10,351,586	10,235,855	11,955,733
市債+一般財源	6,881,058	6,803,904	7,950,489
決 事業費	9,666,465	9,431,096	11,871,074
算 市債+一般財源	6,426,198	6,251,734	7,921,442

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	9,248,213	9,248,213
算 市債+一般財源	6,145,476	6,145,476

方針の確認/決裁  
有 ( ) ・無 ( )

【事業の目的・必要性】

児童扶養手当法及び関係法令等に基づき、父と生計を同じくしていない又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給します。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある（中度以上の障害がある場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方に手当を支給することで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。

【実績及び今後見込み】

●支給対象児童数及び支給額の見込み

（児童数：人、支給額：千円）

区分	令和3年度			令和2年度			差引	
	支給期間	児童数	支給額	支給期間	児童数	支給額	児童数	支給額
全部支給	R3.3~R4.2	130,998	5,653,874	R2.3~R3.2	118,304	5,076,425	12,694	577,449
一部支給	R3.3~R4.2	95,332	2,616,863	R2.3~R3.2	102,398	2,877,384	△7,066	△497,948
第2子加算	R3.3~R4.2	82,158	837,190	R2.3~R3.2	77,355	784,379	4,803	52,811
第3子以降加算	R3.3~R4.2	22,960	140,286	R2.3~R3.2	22,291	135,529	669	4,757

- ・全部支給月額が43,160円とします。
- ・一部支給月額が27,450円とします。
- ・第2子加算額は10,190円とします。
- ・第3子以降加算額は6,110円とします。
- ・児童数は令和元年度の実績に平成30年度、令和元年度の前年度比をそれぞれ乗じています。

【事業費の内訳】

項目	令和3年度	令和2年度	差引	説明
児童扶養手当支給費	9,248,213	8,873,717	374,496	支給対象児童数の増

【事業スケジュール】

- ①定時支給 5, 7, 9, 11, 1, 3月
- ②随時支給 4, 6, 8, 10, 12, 2月
- ③認定請求 随時
- ④年度更新 毎年8月に現況届の提出で判定を行う。
- ⑤その他各種届出 支給要件に変更等がある場合に随時届出が必要

【事業開始年度】

昭和36年度

【根拠法令】

- 児童扶養手当法（昭和36年11月29日法律第238号）
- 児童扶養手当法施行令（昭和36年12月7日政令第405号）
- 児童扶養手当法施行規則（昭和36年12月7日省令第51号）

【根拠とするデータ等】

令和元年度支給実績（児童数）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	奥津 正仁	宮本 直幸	浅倉 裕基

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款 3項 4目
児童扶養手当支給事務費

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-4 2
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	90,310			134		90,176
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	92,810	0		174		92,636
増△減	△ 2,500	0	0	△ 40	0	△ 2,460

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	87,784	82,190	79,688
算市債+一般財源	87,608	82,017	79,514
決事業費	119,652	132,767	163,074
算市債+一般財源	114,781	132,540	162,949

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	90,310	90,310
算市債+一般財源	90,176	90,176

方針の確認/決裁  
有 ( ) 無 ( )

【事業の目的・必要性】

父と生計を同じくしていない又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。  
児童扶養手当請求の受付、審査、認定、支給、証書等交付、現況届等の事務。

根拠・データ等

◎手当額 ※R2年4月～支給額

区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額43,160円	月額43,150円～10,180円
児童2人目の加算額	月額10,190円	月額10,180円～5,100円
児童3人以上の加算額(一人につき)	月額6,110円	月額6,100円～3,060円

【令和3年度実施内容と期待される効果】

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある(中度以上の障害がある場合は20歳未満)児童を養育するひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方に手当を支給することで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。

【実績及び今後見込み・事業費の内訳】

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	増△減
1節 01 報酬	49,983	48,379	△ 1,604
3節 01 職員手当等	6,618	7,422	804
4節 01 共済費	9,609	9,495	△ 114
(7節) 賃金	0	0	0
7節 報償費	8,400	8,400	0
8節 旅費	5,199	5,125	△ 74
01 費用弁償	4,796	4,712	△ 84
02 普通旅費	403	413	10
03 特別旅費	0	0	-
10節 需用費	1,218	1,493	275
01 消耗品費	653	653	0
03 食料費	23	23	0
04 印刷製本費	317	592	275
05 光熱水費	225	225	0
11節 役務費	6,089	4,552	△ 1,537
12節 委託料	2,491	2,241	△ 250
01.51 電算処理その他委託料	1,254	1,004	△ 250
02 人材派遣委託料	1,237	1,237	0
13節 使用料及び賃借料	2,378	2,378	0
17節 01 備品購入費	825	825	0
合計	92,810	90,310	△ 2,500

【事業スケジュール】

- ①定時支給 5, 7, 9, 11, 1, 3月
- ②随時支給 4, 6, 8, 10, 12, 2月
- ③認定請求 随時
- ④年度更新 毎年8月に現況届の提出で判定を行う。
- ⑤その他各種届出 支給要件に変更等がある場合に随時届出が必要

【事業開始年度】

昭和36年度

【根拠法令】

- 児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)
- 児童扶養手当法施行令(昭和36年12月7日政令第405号)
- 児童扶養手当法施行規則(昭和36年12月7日省令第51号)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	奥津 正仁	宮本 直幸	浅倉 裕基

(こども青少年局 - )

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名
6款 3項 4目
特別児童扶養手当支給事務費

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-4 3
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	55,877	30,060		54	0	0	25,763
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	55,339	27,403	0	56	0	0	27,880
増△減	538	2,657	0	△2	0	0	△2,117

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	65,019	60,033	55,267
市債+一般財源	27,776	29,388	27,879
決算 事業費	58,050	53,083	28,032
市債+一般財源	12,577	20,944	△3,913

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	55,877	55,877
市債+一般財源	25,763	25,763

方針の確認/決裁  
有 ( ) 無 ( )

【事業の目的・必要性】

精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とする。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

対象者：要件に該当する障害児を監護・養育する父、母又は父母に代わって養育している人  
 手当額：1級 52,500円 2級 34,970円 (令和2年4月現在)  
 支給方法：年3回 受給者本人口座振込  
 支給機関：厚生労働省  
 上記対象者に特別児童扶養手当を支給することで、福祉の増進が期待される。

【実績の推移・今後見込み】

(単位：千円)

			令和2年度	令和3年度	増△減
1節	01	報酬	19,951	19,383	△568
3節	13	期末・勤勉手当	2,463	2,738	275
4節	01	共済費	3,089	3,048	△41
8節		旅費	1,597	1,566	△31
	01	費用弁償	1,443	1,409	-
	02	普通旅費	111	113	-
	03	特別旅費	43	44	-
9節		需用費	5,712	5,712	0
	01	消耗品費	2,000	2,000	-
	04	印刷製本費	3,553	3,553	-
	05	光熱水費	159	159	-
11節	01	役務費	4,703	4,703	0
12節		委託料	15,220	16,123	903
	01 51	電算処理その他委託料	11,458	12,361	-
	02	人材派遣委託料	3,762	3,762	-
14節		使用料及び賃借料	1,944	1,944	0
18節	01	備品購入費	660	660	0
合計			55,339	55,877	538

※平成27年4月から、神奈川県から事務権限が移譲された。

【事業スケジュール】

5月中旬 所得状況届受付時のアルバイト賃金区配  
 7月上旬 所得状況届の印字・案内文の印刷 (委託)  
 8月中旬 所得状況届の受付  
 10月下旬 認定結果通知の発送

【事業開始年度】

平成27年度 (特別児童扶養手当制度は昭和39年度)

【根拠法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	奥津 正仁	野田 実	金子 望美

( こども青少年局 - )

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔こども青少年局 こども家庭課〕

事業名
6款 3項 4目
児童手当支給事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-4 4
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	50,821,620	35,424,482	7,698,559		7,150	7,691,429
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	52,573,120	36,663,998	7,954,553		6,200	7,948,369
増△減	△ 1,751,500	△ 1,239,516	△ 255,994	0	950	△ 256,940

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	56,907,515	55,376,345	53,549,390
市債+一般財源	8,561,989	8,356,414	8,091,430
決算 事業費	55,005,629	54,360,885	52,925,865
市債+一般財源	8,331,371	8,053,460	7,974,247

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	50,821,620	50,821,620
市債+一般財源	7,691,429	7,691,429

方針の確認/決裁  
有 ( ) 無 ( )

【事業の目的・必要性】

〔事業目的〕

家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給します。

〔手当額〕

- 《3歳未満》 児童1人につき、月額 15,000円
- 《3歳以上小学校修了前》 児童1人につき、月額 10,000円、ただし、第3子以降は月額15,000円
- 《中学生》 児童1人につき、月額 10,000円
- ※ ただし、児童福祉施設等に入所している児童については、出生順位にかかわらず3歳未満は15,000円、3歳以上中学生以下は10,000円を支給。
- 《所得制限以上》 中学生以下の児童一人につき、特例給付として月額5,000円  
(所得制限：夫婦と児童二人世帯、年収960万円程度、扶養親族数に応じて加減)

【令和3年度実施内容及期待される効果】

対象となる児童の養育者に手当を支給することで家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促します。

【実績及び今後見込み】

(児童数：人、支給額：千円)

区分	R3年度 児童手当		R3年度 特例給付		R3年度 合計			
	児童数	支給額	児童数	支給額	児童数	支給額		
0歳以上3歳未満	被用者	661,460	9,921,900	107,061	535,305	768,521	10,457,205	
	非被用者	95,928	1,438,920	5,090	25,450	101,018	1,464,370	
3歳以上小学校修了前	被用者	第1子、第2子	1,919,066	19,190,660	626,365	3,131,825	2,545,431	22,322,485
		第3子以降	189,952	2,849,280	58,168	290,840	248,120	3,140,120
	非被用者	第1子、第2子	357,520	3,575,200	25,233	126,165	382,753	3,701,365
		第3子以降	48,755	731,325	3,757	18,785	52,512	750,110
中学生	被用者	597,310	5,973,100	299,002	1,495,010	896,312	7,468,110	
	非被用者	139,022	1,390,220	9,277	46,385	148,299	1,436,605	
施設入所等児童(※)	0歳以上3歳未満	934	14,010			934	14,010	
	3歳以上中学校修了前	6,724	67,240			6,724	67,240	
	合計	4,016,671	45,151,855	1,133,953	5,669,765	5,150,624	50,821,620	

【事業費の内訳】

区分	児童手当			特例給付			
	国	県	市	国	県	市	
0歳以上3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45			
	非被用者						
3歳以上小学校修了前	被用者	第1子、第2子					
		第3子以降					
	非被用者	第1子、第2子	2/3	1/6	1/6	2/3	1/6
		第3子以降					
中学生							
施設入所等児童(※)							

【事業開始年度】

昭和46年度（ただし平成22、23年度は「こども手当」として支給）  
※平成24年6月支給分からは改正後の児童手当法に基づく規定により事業実施

【根拠法令】

児童手当法（昭和46年5月27日法律第73号）  
児童手当法施行令（昭和46年9月4日政令第281号）  
児童手当法施行規則（昭和46年9月4日省令第33号）

【根拠とするデータ等】

令和元年度支給実績（児童数）等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	奥津 正仁	岡林 宏暁	千田 千紘

（こども青少年局 ー）

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名	
6款 3項 4目	児童手当支給事務費

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-4 5
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源	
令和3年度	476,095	62,000		252		413,843	
補助事業		62,000					
単独事業		補助率 100%					
令和2年度	477,669			114		477,555	
増△減	△ 1,574	62,000	0	0	138	△ 63,712	

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	430,948	436,097	442,133
算市債+一般財源	430,423	435,884	441,913
決事業費	377,789	384,569	381,534
算市債+一般財源	377,514	380,367	381,375

歳出	4年度	5年度
予事業費	476,095	476,095
算市債+一般財源	413,843	413,843

方針の確認/決裁  
有 ( ) ・無 ( )

【事業の目的・必要性】

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、児童を養育している者へ支給される児童手当の支給事務に伴う経費を支出します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

児童手当支給認定事務を適切に実施することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に貢献します。

具体的には、以下の項目を実施します。

新規認定・現況届受付・審査・認定・支給終了等の通知書発送及び台帳作成(端末入力事務)・管理等  
児童手当制度の見直しの実施に当たり、令和4年度の施行時に必要なシステム改修

【実績の推移・今後見込み】

(単位:千円)

		2年度	3年度	増△減
1節	01 報酬	64,678	65,690	1,012
2節	01 給料	0	0	0
3節	05 職員手当等	11,364	11,920	556
4節	01 共済費	13,373	13,697	324
7節	賃金	0	0	0
8節	旅費	6,560	6,686	126
	01 費用弁償	6,451	6,577	126
	02 普通旅費	109	109	0
10節	需用費	25,941	24,532	△ 1,409
	01 消耗品費	2,500	2,500	0
	03 食料費	50	50	0
	04 印刷製本費	21,802	21,370	△ 432
	05 光熱水費	1,589	612	△ 977
11節	01 役務費	112,865	111,353	△ 1,512
12節	委託料	229,680	233,670	3,990
	01.51 電算処理その他委託料	79,546	233,670	154,124
	02 人材派遣委託料	150,134	0	△ 150,134
13節	使用料及び賃借料	10,733	6,072	△ 4,661
17節	01 備品購入費	2,475	2,475	0
合計		477,669	476,095	△ 1,574

【事業開始年度】

昭和46年度(ただし平成22、23年度は「こども手当」として支給)

【根拠法令】

児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)

児童手当法施行令(昭和46年9月4日政令第281号)

児童手当法施行規則(昭和46年9月4日省令第33号)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	奥津 正仁	岡林 宏暁	千田 千紘

(こども青少年局 - )